死亡野鳥、環境試料から相次いで、高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認！

秋田県に続いて、北海道の死亡野鳥、鹿児島県の環境試料から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が相次いで検出されました！

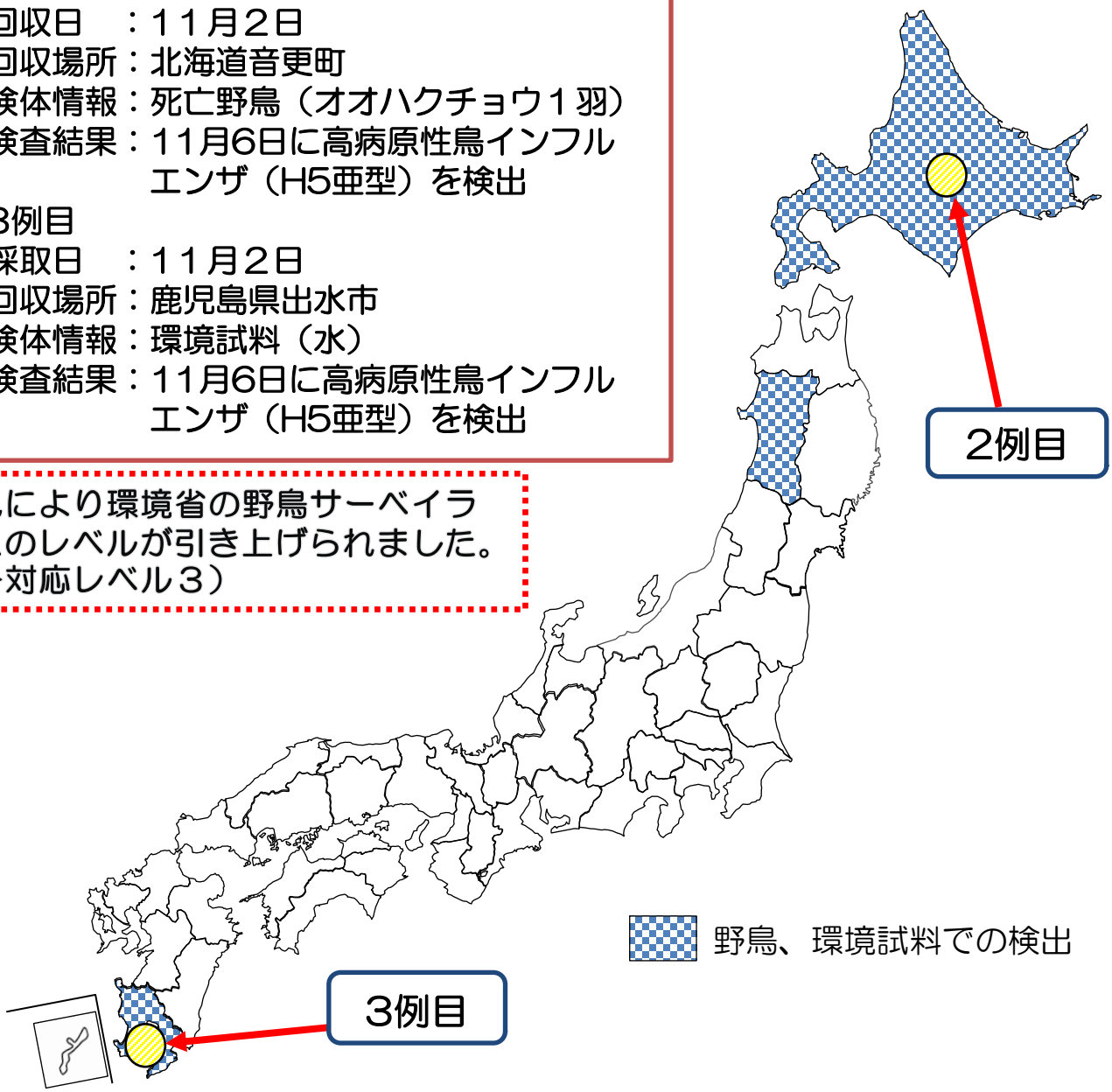
既に、本病ウイルスが国内に広がっているものと考えられますので、野生鳥獣の侵入防止や消毒などの対策を徹底するとともに、家きんの異状を認めた場合は直ちに通報してください。

【事例の概要】

●2例目
- 回収日　：１１月２日
- 回収場所：北海道音更町
- 検体情報：死亡野鳥（オオハクチョウ１羽）
- 検査結果：11月6日に高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）を検出

●3例目
- 採取日　：１１月２日
- 回収場所：鹿児島県出水市
- 検体情報：環境試料（水）
- 検査結果：11月6日に高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）を検出

これにより環境省の野鳥サーベイランスのレベルが引き上げられました。（→対応レベル３）



京都府山城家畜保健衛生所　TEL:0774-52-2040（夜間・休日転送）
城陽市寺田北山田31-47　FAX:0774-52-2030

飼養衛生管理基準の遵守状況の点検を！

鶏、あひるなど家きん飼養者の皆様へ

家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。

特に、次の飼養衛生管理基準７項目の遵守状況を点検してください。

① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 （項目15）

② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 （項目16）

③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 （項目17）

④ 鶏舎に立ち入る者の手指消毒等 （項目25）

⑤ 鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用 （項目26）

⑥ 鶏舎外での病原体の汚染防止 （項目28）

⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 （項目32）

発生予防のポイント

農場に入る全ての
人・車両・物品の衛生対策



周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。

衛生管理区域・家きん舎ごとに
専用の長靴を着用



着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。

ウイルスを媒介する
野生動物の侵入防止対策



「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」